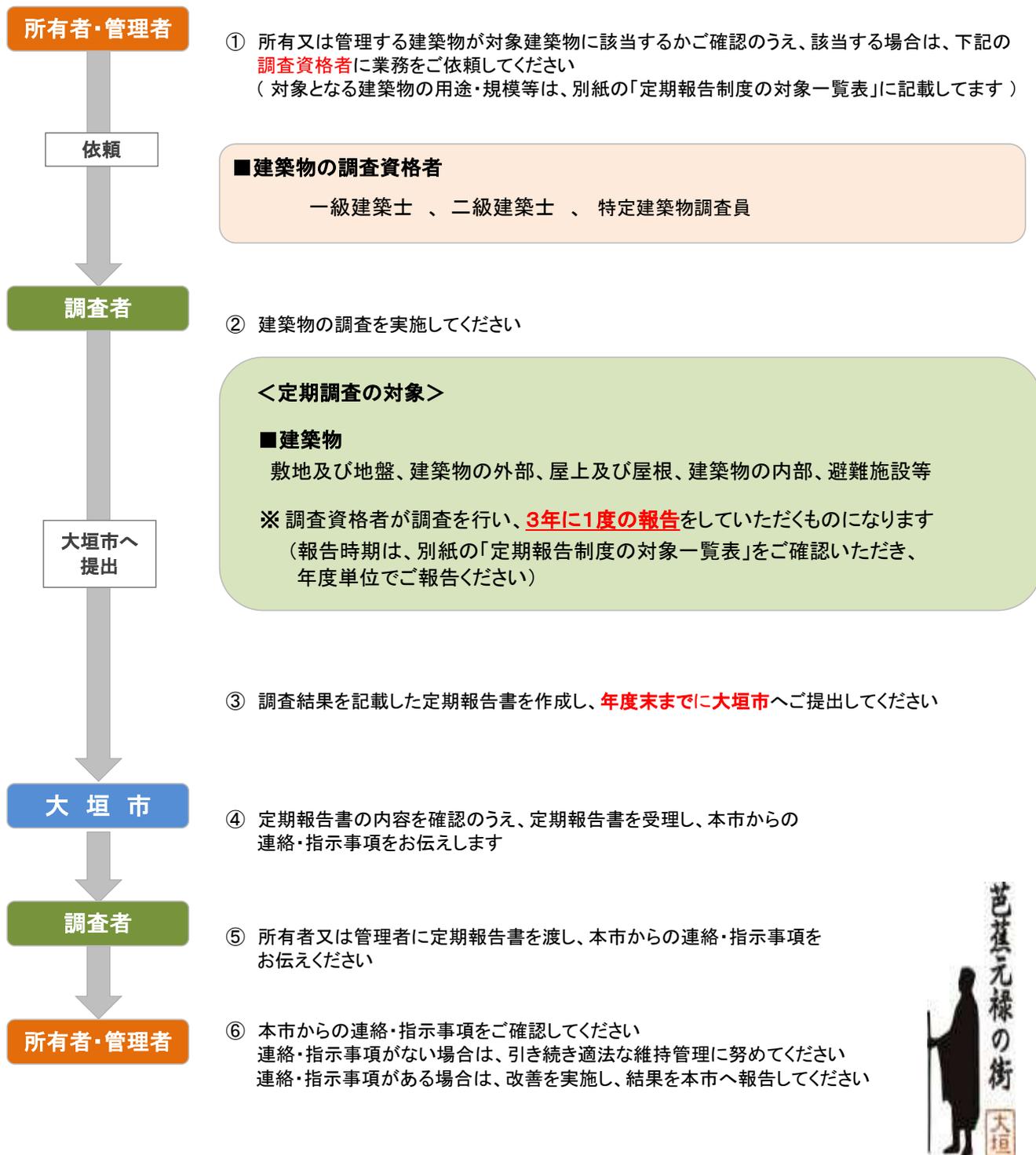


定期報告制度の手続きの流れ（建築物）

本紙は、**建築物の定期報告制度の手続きのお知らせ**です

建築物の所有者又は管理者（所有者と管理者が異なる場合は管理者）に、定期報告制度のお知らせをお送りします

※本市からのお知らせに関わらず、制度の対象となる建築物は、定期調査と定期報告が必要です



ご不明な点は、下記の連絡先までお問い合わせください

■連絡先

大垣市役所都市計画部建築指導課建築指導グループ

代表番号:(0584)81-4111 (内線2683・2684)

直通番号:(0584)47-8436